## 公立大学法人青森県立保健大学理事長選考規程

平成 23 年 7 月 1 日 規程第 196号 (最終改正 平成 25 年 7 月 31 日)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学定款(以下「定款」という。)第 10条第8項及び第12条第1項の規定に基づき、青森県立保健大学の学長となる公立 大学法人青森県立保健大学の理事長(以下「理事長」という。)の候補者(以下「次 期理事長候補者」という。)の選考、任期及び解任手続等に関し必要な事項を定め るものとする。

(選考の事由及び時期)

- 第2条 理事長選考会議(以下「選考会議」という。)は、次の各号のいずれかに該当 する場合、次期理事長候補者を選考するものとする。
  - (1) 理事長の任期が満了するとき。
  - (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
  - (3) 理事長が欠員となったとき。
  - (4) 理事長が解任されたとき。
- 2 次期理事長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の3か月前までに、同項第2号から第4号に該当する場合にあっては、速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 理事長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、法人の管理運営能力及び教育研 究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならな い。

(理事長候補者)

- 第4条 次の各号に掲げる者を理事長候補者とする。
  - (1) 経営審議会から選考会議に対して書面で推薦された者 1名以内
  - (2) 教育研究審議会から選考会議に対して書面で推薦された者 1名以内
  - (3) 公立大学法人青森県立保健大学職員就業規則(平成20年規程第56号)第3条第1項、第4項及び附則第3項に規定する職員並びに公立大学法人青森県立保健大学との間に総務・財務担当業務の総括に関する業務委任契約を締結する者(以下「職員」という。)10名以上から選考会議に対して書面で推薦された者
  - (4) 自ら立候補した者(職員10名以上の賛同者を得た者とする。)
- 2 前項第3号の規定による推薦を行う者は、理事長候補者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを理事長候補者として推薦できないものとする。

ただし、前項第3号の規定による推薦を行う者は、同項第4号の規定による賛同を行うことはできない。

3 前項第4号の規定による賛同を行う者は、理事長候補者1人に限り賛同を行うことができるものとする。

ただし、前項第4号の規定による賛同を行う者は、同項第3号の規定による推薦を 行うことはできない。

(委員が候補者となった場合の措置)

- 第5条 選考会議の委員が理事長候補者となったときは、当該委員は、選考会議の委員 となることができない。
- 2 前項の規定により選考会議の委員が欠けたときは、定款第 10 条第 4 項各号の規定 により直ちに補欠の委員を選任しなければならない。

(次期理事長候補者の選考方法)

- 第6条 選考会議は、次期理事長候補者の選考に当たり、理事長候補者から、理事長就 任の意思及び理事長に就任した場合の所信その他必要な事項を確認するものとする。
- 2 選考会議は、次期理事長候補者の選考に当たり、意識調査を実施するものとする。 意識調査の実施方法等については選考会議が別に定める。
- 3 選考会議は、前2項に規定する確認及び調査の結果を参考にして次期理事長候補者 を選考するものとする。

(選考結果の報告)

- 第7条 選考会議は、選考結果を理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、前項の選考結果に基づき、次期理事長候補者を知事に申し出るものとする。

(任期)

- 第8条 理事長の任期は4年とし、再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とし、理事長として引き続き8年を超えて在任することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたときの後任の理事長の任期は、前任者の 残任期間とする。ただし、その残任期間が1年に満たないときは2年、1年以上2 年未満のときは1年を加えた期間を残任期間とする。

(解任事由)

- 第9条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長の解任を知事に申 し出ることができる。
  - (1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 理事長に職務上の義務違反があるとき。
  - (3) 理事長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長たるに適しないと認められるとき。 (解任の審議)
- 第10条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長の解任について

審議を行わなければならない。

- (1) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき。
- (2) 理事長が地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 17 条第 2 項又は同条 第 3 項の規定に該当するに至ったと認め、当該理事長の解任について選考会議に 付すよう、知事から選考会議の議長に依頼があったとき。
- (3) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。
- (4) 職員の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して、解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。
- 2 選考会議は、前項に規定する審議を行うときは、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、理事長が第9条各号に規定する解任事由に該当すると認め理事長を解任するときは、公立大学法人青森県立保健大学理事長選考会議規程(平成20年規程第5号)第5条の規定にかかわらず、委員全員が出席し、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。

(審議結果の通知)

第 11 条 選考会議は、解任に関する審議の結果を速やかに理事長に通知するとともに、 公示しなければならない。この場合において前条第 1 項第 2 号に基づく場合には知 事に、同条第 1 項第 3 号に基づく場合には経営審議会又は教育研究審議会に、同条 第 1 項第 4 号に基づく場合には解任請求を行った代表者にもそれぞれ通知しなけれ ばならない。

(解任の申出)

第12条 選考会議は、第10条第3項の規定により理事長の解任を議決したときは、知事に対し理由を付して理事長の解任を申し出るものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、次期理事長候補者の選考、任期及び解任手続等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月31日から施行する。